

- 1 地方行財政の充実強化について
 - (1) キャッシュレス決済推進に係る支援について
 - (2) 公共施設等適正管理推進事業債の継続について
 - (3) 合併特例債の発行期限の再延長について
 - (4) マイナンバーカードを用いた諸証明コンビニ交付事業について

- 2 福祉行政の充実強化について
 - (1) 国民健康保険財政基盤の強化について
 - (2) 介護人材の安定的な確保について
 - (3) 在留資格のない外国人等への助産適用について

- 3 生活環境の充実強化について
 - (1) 太陽光発電施設建設に対する法規制の整備について
 - (2) クビアカツヤカミキリ対策事業の充実について
 - (3) 鳥獣被害防止総合対策交付金の見直しについて
 - (4) 河川の監視強化について

- 4 都市基盤等の整備促進について
 - (1) 橋梁等の道路構造物の老朽化対策について
 - (2) 建設事業等への国庫補助金の確保について
 - (3) 災害時のバックアップ機能強化に向けた鉄道網の充実について
 - (4) 地域活性化と定住促進に向けた都市基盤整備への支援について

- 5 新型コロナウイルス感染症対策の拡充強化について
 - (1) 地方創生臨時交付金の確保について
 - (2) ワクチン接種に係る財政措置について
 - (3) GIGAスクール構想に係る財政支援について
 - (4) 子ども一人一人の学びの保障のための教職員の増員について
 - (5) 外国人受入環境の整備について
 - (6) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う鉄道支援について

1 地方行財政の充実強化について

地方行財政の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) キャッシュレス決済推進に係る支援について

コロナ禍を受けた新しい生活様式による電子決済の利用を促進させるため、キャッシュレス決済事業者への支援策となる中小・小規模事業者に対する補助(消費者還元補助、端末機器補助、加盟店手数料補助)を行うとともに、住民への新たな利用促進策を講じること。

(2) 公共施設等適正管理推進事業債の継続について

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、集約化や複合化、長寿命化等の事業を対象とした公共施設等適正管理推進事業債の期間について、地方公共団体が引き続き適正管理に取り組めるよう、令和4年度以降も延長措置を講じること。

(3) 合併特例債の発行期限の再延長について

現在、全世界的に猛威をふるっている新型コロナウイルスの感染拡大に対する予算措置が最優先となり、合併市町村の建設計画に基づく事業の実施が困難な状況であることから、合併特例債の発行期限を更に5年間延長するよう、必要な法整備を早期に実施すること。

(4) マイナンバーカードを用いた諸証明コンビニ交付事業について

諸証明コンビニ交付事業の参加自治体に係る地方公共団体情報システム機構への運営負担金やコンビニ事業者等への委託手数料などの運営経費については、事業実施によるマイナンバーカードの普及効果もあることから、自治体の負担にならないよう国が必要な財政措置を講じること。

また、諸証明コンビニ交付に係るシステム使用料やサーバー使用料等の自治体に係る維持管理費についても大きな財政負担となっていることから、特別交付税の対象期間を拡大するなど、国による財政支援を併せて講じること。

2 福祉行政の充実強化について

福祉行政の充実を図るため、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 国民健康保険財政基盤の強化について

国民健康保険制度の安定的な運営を図るため、国の責任において更なる財政支援策を講じ、国民健康保険財政基盤の強化を図ること。

(2) 介護人材の安定的な確保について

介護人材の確保・定着にかかる施策を一層推進するため、下記事項について適切な措置を講じること。

介護人材の離職防止に向けた適切な介護報酬を設定すること。

介護現場における負担軽減のための介護ロボット導入補助金を上げること。

介護現場におけるICT化を促進するとともに、導入経費に対し支援すること。

(3) 在留資格のない外国人等への助産適用について

児童福祉法第22条に基づく助産の実施において、在留資格のない外国人や難民者の妊産婦に対して助産を実施した場合は、市の負担が生じないよう国の責任において全額財政措置を講じること。

3 生活環境の充実強化について

安全で快適な生活環境の整備促進を図るため、国は次の事項について、積極的な措置を講じること

(1) 太陽光発電施設建設に対する法規制の整備について

傾斜の急な山の中腹など危険性が高い場所に設置する太陽光発電施設や、適切な措置・管理が行われていない太陽光発電施設に対する法規制を整備すること。

また、大規模な施設の事業者には、発電事業の終了時や事業者の経営破綻に備え、撤去費用の積立て義務化並びに、積立金が担保される仕組みを整備すること。

(2) クビアカツヤカミキリ対策事業の充実について

サクラの樹木などを食い荒らすクビアカツヤカミキリは、繁殖力や移動分散能力が高く、被害の拡大が懸念されていることから、被害初期段階において集中的に被害拡散防止策を講じられるよう、生物多様性保全推進支援事業の拡充及び技術的支援を図ること。

(3) 鳥獣被害防止総合対策交付金の見直しについて

野生動物の生息範囲が拡大し、農林業被害が深刻化するなか、野生動物が起因するCSF（豚熱）対策が急務となるなど、有害鳥獣の捕獲活動が一層重要となることから、有害鳥獣被害防止対策に係る国の交付金については、捕獲実績に基づいた交付とするなど市町村の現状に即したものとなるよう見直すこと。

(4) 河川の監視強化について

洪水時に避難の判断材料にできるよう、国で管理している一級河川において河川監視カメラ、水位計を増設し、河川の監視強化を図ること。

4 都市基盤等の整備促進について

都市基盤等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 橋梁等の道路構造物の老朽化対策について

地方自治体が管理する道路や橋梁等の道路構造物の老朽化に対し、今後長期にわたり安全性及び健全性を維持していくための財政負担は、年々増加し続けていくことから、老朽化対策に要する調査費及び修繕費等について、今以上の財政措置を講じること。

(2) 建設事業等への国庫補助金の確保について

建設事業等を適切に実施し、計画的な行政運営が図れるよう、国庫補助金については事業計画に即した金額を確保すること。

(3) 災害時のバックアップ機能強化に向けた鉄道網の充実について

北関東を横断的に結ぶJR両毛線・水戸線等は、首都直下型地震等の大規模災害発生時における東京圏への流通経路を多面的に確保する極めて重要な路線であることから、バックアップ機能の強化に向け、北関東地域を横断する鉄道網の充実を図ること。

(4) 地域活性化と定住促進に向けた都市基盤整備への支援について

近年、社会資本整備総合交付金事業の要望額に対する交付額の大幅な減額により地方の財政負担が増加するなど、計画的な都市基盤の整備に大きな支障を来していることから、交付金事業の安定的な財源確保や地域の必要性に応じた都市基盤の整備を計画的かつ、着実に図れるよう、予算の増額及び配分について、必要な措置を講じること。

5 新型コロナウイルス感染症対策の拡充強化について

新型コロナウイルス感染症が依然収まらないなか、感染拡大を防ぎ、新しい生活様式の実践や安全・安心な環境を確保するため、国においては、下記事項について積極的かつ、適切な措置を講じること。

(1) 地方創生臨時交付金の確保について

感染拡大の防止や地域経済の緊急対策に的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を図ること。

(2) ワクチン接種に係る財政措置について

ワクチン接種体制の整備に係る費用について、業務委託料の不足等、補助限度額を超えることが予想されることから、地方の負担が生じないよう、国の責任において必要な措置を講じること。

(3) GIGAスクール構想に係る財政支援について

GIGAスクール構想を持続可能なものとするため、下記事項について、必要な措置を講じること。

端末を含めたICT機器類のセキュリティ・保守・通信費・ソフトウェアなどの運用費は、各自治体の大きな財政負担となっていることから、安心・安全な教育環境の確保と全ての子供たちの学びを保障するため、ICT機器類の運用費に係る経費について、財政支援を継続すること。

端末の耐用年数が5年程度といわれており、各自治体単独予算での更新は困難であることから、将来的な端末の更新にあたり、導入時と同様の財政支援を行うこと。

ICT機器の有効活用や教職員の業務改善、児童・生徒への効果的な情報活用能力育成のため、専門的な知識を持つICT支援員の配置に対し補助金等の財政な支援を行うこと。

デジタル教科書の内容の充実を早期に図るとともに、配布については無償とすること。

(4) 子ども一人一人の学びの保障のための教職員の増員について

新しい生活様式に基づく学習を進めていくことが求められるなか、子どもたちの安全・安心を担保しつつ、すべての子どもたちに学びを保障していくため、加配教員を減らすことなく小中学校すべての学級で30人以下学級が実現するよう、教職員の増員を図ること。

(5) 外国人受入環境の整備について

国内の労働力不足を背景に外国人労働者の増加を図る施策がこれまで進められてきたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い経済状況が悪化するなか、日本人と同様に日本に暮らす多くの外国人住民も雇用や生活などに不安を抱えていることから、各自治体における外国人支援の取組をより一層推進するため、外国人受入環境整備交付金をはじめ、関係省庁による継続的な支援を講じること。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う鉄道支援について

地方鉄道は住民生活に欠かすことのできない重要な社会基盤であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数及び鉄道事業収入が激減し、厳しい経営状況に陥っていることから、地方鉄道の安全な運行継続を図るため、経営支援策を講じること。